

日本グループ・ダイナミックス学会諸規程

役員選挙投票注意事項

本 則

第1条「役員選挙のお願い」の文書の中に、以下の注意事項を明記する。

（注意事項本文）

「次のような場合は、投票のすべて、または、一部が無効となります。

- ・投票用紙が、内封筒に入れられていない場合
- ・内封筒が密封されていない場合
- ・内封筒、あるいは、投票用紙に、投票者の氏名が書かれている場合・返信用封筒に投票者の住所、氏名が書かれていない場合
- ・会長選挙において、被選挙人以外の者を選出している場合
- ・地区別理事選挙において、投票者の属する地区とは異なる地区に属する者を選出している場合
- ・理事選挙において、名簿で×印が付された方々（連続して2期、理事である方々）を選出している場合」

附 則

本規程の改定は、常任理事会にて立案し、理事会における出席者の3分の2以上の同意をもって決定する。

この改定規程は2015年3月31日より施行する。

附 則

この改定規程は2018年9月8日より施行する。